



令和 8年 4月 1日から自転車に
反則切符 (青切符) が適用されています!



主な反則行為の一例	反則金
携帯電話使用等 (保持)	12,000円
信号無視	6,000円
通行区分違反 (右側通行等)	6,000円
指定場所一時不停止等	5,000円
並進禁止違反	3,000円
軽車両乗車積載制限違反 (二人乗り等)	3,000円

【対象】16歳以上
※運転免許の有無は関係なし

自転車の指導取り締まりの基本的な考え方

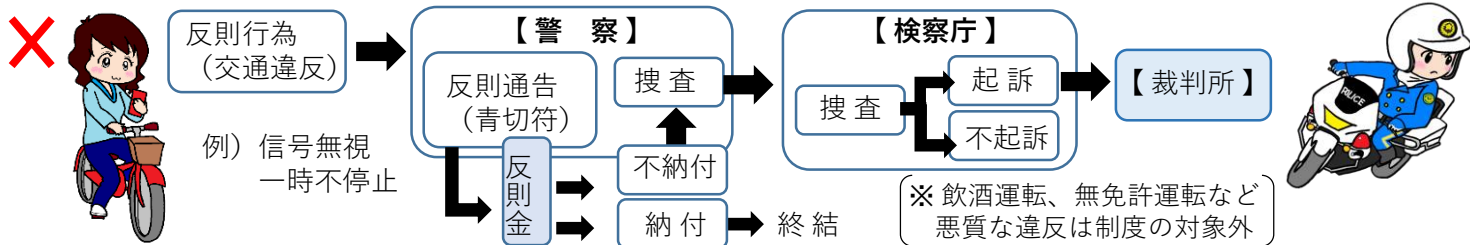
自転車の交通違反を認知した場合には、
⇒基本的には・・・警察官による指導警告
⇒悪質・危険な違反であった場合・・・切符による取締り
となります。



交通反則通告制度について

青切符交付後、定額の反則金の納付が通告され、通告を受けた者が反則金を納付したときは、刑事手続へ移行せず、起訴されない「前科がつかない」制度を言います。

【交通反則通告制度と刑事手続との関係】



夜間外出時は**反射材**をつけて

寒さが和らぎ運動するには良い季節になってきました。

日が長くなってきたとはいえ、夕方は薄暗く、久々利付近には街灯の少ない場所もあります。

そのため、自動車からの発見が遅れ、交通事故に遭うおそれがあります。

散歩等に出る際には、**目立つように反射材を身に着けましょう。**



心当たりのない
訪問販売業者に注意!

5月は梅雨時期をむかえるにあたり、高齢者宅を狙った住宅リフォーム業者工事等の点検業者を装った特定商取引事案が多く発生しています。

無料点検を口実に高齢者宅を訪問し、言葉巧みに不安を煽り、不要な住宅リフォーム工事を行う『点検商法』など、高齢者に対する悪質訪問販売による高額な被害相談が数多く寄せられています。

不要な契約ははっきりと断り、迷ったら1人で判断することなく、家族や警察へ相談しましょう!

消費者ホットライン ☎ 188



岐阜県防犯アプリを活用ください!



Android



iOS

